

## 2種混合（ジフテリア・破傷風）定期予防接種にあたって

### ＜第2期対象＞

☆ 接種される前に必ずお読み下さい ☆

### ジフテリアとはどんな病気？

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。現在では国内の患者発生数は年間0が続いていますが、アジア地域では、時折流行的発生がみられています。

感染は主にのどですが、鼻腔内にも感染します。感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜がのどにできて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

### 破傷風とはどんな病気？

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中などにいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉の強直性けいれんを起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状で気付かれ、やがて全身の強直性けいれん（意識をなくし、手足をつっぱらせた後、ガクガクさせる全身けいれん発作）を起こすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。患者の半数は本人や周りの人では気付かない程度の軽い刺し傷が原因です。土の中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。また、妊娠中の母親が抵抗力（免疫）をもっていれば出産時に新生児が破傷風にかかるのを防ぐことができます。

### 接種時期（第2期）について

- ・対象者：標準的な接種期間は11歳（小学6年生に相当する年齢）に達した時から12歳に達するまでの期間  
※法定接種年齢の「11歳の誕生日の前日」から「13歳の誕生日の前日」までは無料で受けられます。
- ・接種回数：2種混合（DT：沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド）ワクチンを1回接種します。  
※第1期は、5種混合ワクチン接種（1期初回接種3回と1期追加接種1回）のことをいいます。

### 副反応について

主な副反応は、接種部位の発赤・腫脹（はれ）・硬結（しこり）等の局所反応です。また接種部位以外の副反応として発熱・不機嫌等がみられます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状・じんましん・呼吸困難等）・急性血小板減少性紫斑病（紫斑・鼻出血・口腔粘膜の出血等）・脳炎・けいれん等が起こる可能性があります。

※裏面も必ずお読みください

### 接種を受けることができない人

- 明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます）を呈している人
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人（急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です）
- 接種する接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー（通常接種後 30 分以内位に出現する呼吸困難や重いアレルギー反応、ショック状態になるようなはげしい全身反応）を起こしたことがあることが明らかな人
- その他、医師が不適当な状態と判断した人

### 接種を受ける際に、医師とよくご相談しなければならない場合

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、发育障害などで治療を受けている場合
- 過去の予防接種で、受けた後 2 日以内に発熱があった場合、および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- 過去に免疫不全の診断がなされている場合および近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある場合
- このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれがある場合

### 予防接種を受ける前の注意

- 接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者が連れていきましょう（原則、保護者が望ましい）。
- 受ける前のお子さんの体調や状態をよく観察しましょう。
- あらかじめこの説明書や送付した書類をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- 前日に入浴させて清潔にしておきましょう。

### 接種後の注意

- 予防接種を受けたあと 30 分程度は医療機関（施設）でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。
- 予防接種当日の入浴はかまいませんが、わざと接種した部位をこすることはやめましょう。
- 接種後は、接種部位を清潔に保ち、当日は、激しい運動をさけましょう。
- 接種後、1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や高熱、けいれんなど、体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けましょう。

### 定期予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種後、引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法による補償を受けることができます。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

定期予防接種後の副反応などが生じた場合には、下記の担当までご連絡ください。